平成２３年（フ）第２５号
島根県浜田市弥栄町長安本郷552番地４
３－Ａ
債務者　若尾　知宏
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月29日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第５９号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免494番地４、旧住所長崎県北松浦郡佐々町野寄免454番地１
債務者　竹内　義雄
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前11時30分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
長崎県佐世保市大和町465番地　ミニヨントクナガ202
債務者　迎　　明利
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷658番地、旧住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲1410番地40
債務者　山口　貴徳
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
長崎県佐世保市大和町1282番地３　グリーンモール大和201、旧住所佐賀県鹿島市大字高津原4500番地１　峰松アパート１号室
債務者　大坪　　葵
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
青森市千刈２丁目11番４号
債務者　東山　義司
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
静岡市駿河区新川１丁目14番30号
債務者　松永　英明
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６３号
静岡市駿河区新川１丁目14番30号
債務者　松永　明子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２７号
静岡市葵区新通１丁目10番15号
債務者　松永　富子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８号
栃木県小山市駅東通り２丁目16番１号　池田アパート202号、従前の住所栃木県栃木市旭町10番４号
債務者　増田　京子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第７０号
栃木県小山市西城南１丁目12番地29　ハイツプレーヌＢ棟201号、従前の住所栃木県小山市西城南７丁目10番地27
債務者　船橋　孝典
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３４４号
川崎市川崎区京町２丁目２番21―203号　京町コーポラス第１
債務者　金山莉香こと　金　　莉香
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
川崎市高津区子母口800番地２　クリスタル高津105
債務者　鈴木　秀崇
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８５号
川崎市多摩区菅野戸呂17番13号　第２越路コーポ２―Ｅ、前住所川崎市多摩区生田５丁目20番13号　カルチェド萩203
債務者　秋田　博一
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
川崎市川崎区四谷上町13番18号　コーポＭ＆Ｙ301
債務者　大久保　司
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係